八第十八項第二号ロ」を「第二十二条の八第十六項第二号ロ」に改め、同項第一号中「第十五項」を「第十四項」に、「第二十二条の八第十九項第二号イ(2)」を「第二十二条の八第十七項第二号イ(2)」に改め、同項第三号中「第十五項第三号」を「第十四項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二十二条の八第十八項第二号ロ」を「第二十二条の八第十六項第二号ロ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二十二条の八第十八項第二号ニ」を「第二十二条の八第十六項第二号ニ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項第一号中「第二十二条の八第十八項第一号」を「第二十二条の八第十六項第一号」に改め、同項第二号中「第二十二条の八第十八項第二号」を「第二十二条の八第十六項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第二十二条の八第二十三項」を「第二十二条の八第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第二十二条の八第二十五項各号」を「第二十二条の八第二十三項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第二十二条の八第二十五項第五号」を「第二十二条の八第二十三項第五号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とする。

第十八条第四項第四号イ中「書類又は」を「書類、」に改め、「年月日を証する書類」の下に「又は福島県知事の当該農地等に係る権利の移転につき福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類」を加える。

第十八条の五第一項中「第二十五条第十三項に」を「第二十五条第十一項に」に改め、同項第一号中「第二十五条第十三項第一号」を「第二十五条第十一項第一号」に改め、同項第二号中「第二十五条第十三項第二号」を「第二十五条第十一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十五条第十三項第三号」を「第二十五条第十一項第三号」に改め、同項第四号中「第二十五条第十三項第四号」を「第二十五条第十一項第四号」に改め、同条第五項中「法第三十七条第一項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）に該当する場合における」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同号ロ中「第二十五条第十一項」を「第二十五条第十項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　表の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。）　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項において同じ。）内である旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第二十五条第七項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等内である旨を証する書類

ハ　当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合　当該譲渡資産の所在地を管轄する特別区の区長又は市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第二十五条第七項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域内である旨を証する書類

二　表の第一号の下欄に掲げる資産　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該取得をした資産（以下この条において「買換資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域並びに表の第一号の下欄のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。ロ(1)において「特定区域」という。）

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域及び都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（ロ(2)において「市街化区域」という。）以外の地域

ロ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　特定区域

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　市街化区域以外の地域

第十八条の五第五項第七号中「第六号」を「第四号」に、「資産」を「資産（駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。次項において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）」に、「第二十五条第十三項」を「第二十五条第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第六号」を「第四号」に、「前二項」を「前項」に、「前項第七号」を「同項第七号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項第三号中「第二十五条第二十三項」を「第二十五条第二十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十五条第二十一項」を「第二十五条第十九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第十八条の九第一項中「第一条の四第三項」を「第一条の四第五項」に改める。

第十八条の十の二第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項第一号中「第六項」を「第五項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第五項」に、「設定される」を「開設される」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「、同項に規定する特定保有株式（以下この号において「特定保有株式」という。）」を削り、同号イ中「及びロ(6)」を削り、同号イ(1)中「（ロにおいて「特定株式発行法人」という。）」を削り、同号イ(4)(i)中「有する者」を「有する個人」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ハ(3)中「第二十五条の九の二第二項第一号又は第三号」を「第二十五条の九の二第二項各号」に改め、同号ハを同号ロとし、同項第二号中「掲げる」を「定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項第五号中「定める」を「掲げる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十八条の十の三第一項第二号中「電磁的方法をいう。第十八条の十三の四第二項、第十八条の十三の六第六項」を「電磁的方法をいう。第十八条の十三の四第二項、第十八条の十三の六第六項及び第十八条の十三の七第五項において同じ。）」を削り、同項第三号中「前条第五項第一号イからハまで」を「前条第四項第一号イ及びロ」に、「写し及び」を「及びロ(1)」に改め、「、同号ロ(2)に掲げる事実及び同号ロ(3)に掲げる事由の発生の有無」を削り、「当該同号イからハまでに定める書類を交付した」を「その交付をした」に改め、同条第二項中「前条第五項第一号イからハまで」を「前条第四項第一号イ及びロ」に改める。

第十八条の十一第五項第一号中「を提出する」を「の施行令第二十五条の十の二第十項に規定する提出をする」に改め、同条第十項中「第二十五条の十二の三の規定に準じて計算する」を「第二十五条の十二の三第四項の規定に準じて計算する」に、「第二十五条の十二の三第四項に」に改め、同項第一号中「第二十二項に」を「第二十四項に」に改め、同号ハ中「第二十二項第一号ハ」を「第二十四項第一号ハ」に改め、同項第二号イ中「自署し、自己の印を押している」を「自署している」に改め、同号ロ中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改め、同条第十一項第四号中「特別口座を」を「特別口座が」に改め、同条第